

太陽 ASG マネジメントリポート

今回のテーマ： 内部統制報告・監査制度

2006年6月に成立した金融商品取引法に基づく内部統制報告・監査制度は、全ての上場会社を対象にして2009年3月期決算から導入されます。2007年2月に、金融庁企業会計審議会から「実施基準」が、2007年7月には日本公認会計士協会から「内部統制の監査に関する実務上の取扱いの公開草案」が公表され、上場（準備）企業は、その対応が急務となっています。

1 内部統制とは

内部統制とは、4つの目的（経営の効率化・法令遵守・会社財産の保全・財務報告の信頼性）を果たすために業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセス及びしくみをいい、コーポレートガバナンス、コンプライアンスをも包含した幅広いものです。

2 内部統制報告・監査制度の趣旨

同制度は、上記4つの目的のうち、財務報告の信頼性（粉飾のような虚偽表示のない報告の発信）にフォーカスした内部統制の構築についての自己報告と第三者（財務諸表監査と同一の監査人）による監査報告制度で、平たくいえば、「粉飾を自浄努力により未然に防止できる体制が構築できているかの（上場企業の）自己評価報告と（監査人の）その監査報告制度」です。

3 上場企業の企業内容開示書類

	従来の提出書類	2009年3月期決算以降追加される提出書類
上場企業	有価証券報告書	内部統制報告書
監査人（監査法人等）	(1) 監査報告書	(2) 内部統制監査報告書

(注) 原則として、(2)は(1)と合わせて記載されます。

↓
結果責任

↓
プロセス責任

4 重要な「決算・財務報告プロセス」

通常、内部統制の業務プロセスといいますと、経営の効率化等の観点からは、経営本来の業務である開発・購買・製造・販売・回収サイクルが重要視されますが、今回の主役は、「決算・財務報告プロセス」です。例えば、次の会計上の見積もり等のプロセスが重要になります。

- ・ 売掛債権の評価／貸倒引当金の計上
- ・ たな卸資産の評価
- ・ 固定資産（有形・無形）の減損会計適用
- ・ 投融資の評価（有価証券、子会社株式等）
- ・ 繰延税金資産の計上
- ・ 退職給付引当金の計上
- ・ 受注損失引当金の計上
- ・ 売上のカットオフ

上記のような会計上の見積り項目は、評価ルールの確立、見積もりに必要な各業務部門からの正確な情報の収集が肝要になります。

お見逃しなく！

1. 同時期に四半期報告制度が始まりますが、内部統制報告及び監査報告は、年に1回、本決算期のみです。
2. 今回の制度は、内部統制のプロセス責任に関わる制度ですから、内部統制上問題となるもの（これを「重要な欠陥」といいます。）は、くまなく列挙して報告する必要があります。
3. 2009年3月期決算から適用ですので、実質的には2008年4月（遅くとも6月）までに内部統制上の整備作業を終了しておく必要があります。
4. 上記3.の整備作業とは、リスクコントロールマトリックス（通称 RCM）表の作成に至る全プロセスとなります（詳しくは、2007年2月に金融庁企業会計審議会に公表「実施基準」ご参照）。